

須坂市立墨坂中学校 いじめ防止等基本方針

1. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

本校では、いじめが発覚してからの迅速な組織対応を実現させるガイドラインを充実させると共に、いじめの起こりにくい学級集団づくり等未然防止に努め、本校の全職員が自らの問題として受け止め、「いじめを許さない学校づくり」を推進する。

2. 学校におけるいじめ防止等のための組織

○いじめ対策委員会

- ①メンバー（生徒指導主事・生徒指導係・養護教諭・教頭・PTA会長※必要に応じ校長）
- ②役割（対応方針の決定・具体的な対応をする学年への助言及び援助・当該学年会以外の職員への周知・指導事例の記録管理・関係機関への報告、連絡、相談、連携）

3. いじめ未然防止のための取り組み

○いじめの起きにくい学校づくり

- ①お互いの違いを認め合え、生徒一人ひとりが安心して過ごせる学級集団づくり
- ②生徒一人ひとりが自己存在感や充実感を感じられる授業づくり
- ③生徒同士、言いたいことを正しく伝え合えるコミュニケーション能力の育成
- ④人権教育・道徳教育の充実（①～③を含む全ての教育活動において人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる）
- ⑤生徒会が主体となった取り組み（生徒会本会役員・生活安全委員会・人権委員会が中心となり、いじめ防止を訴える等生徒による自発的、自治的な活動）

○相談体制の整備

- ①Q U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級運営の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、年2回の職員研修で共通理解を図る
- ②6月と11月にいじめ実態調査を実施し、記述に基づき教育相談を年2回行う
- ③保健室と図書室を「心の相談室」として解放し生徒に知らせる
- ④相談員と生徒が向き合う時間を確保する
- ⑤集団不適応生の心身の状態を丁寧に観察し、居場所を明確に確保する。

○ネット上のいじめ対策

- ①1学期参観日に全学年生徒保護対象の情報モラル講演会を実施する。
- ②情報端末機器の危険性や相談方法について通知を配布し、生徒・家庭に周知する
- ③情報端末機器の利用実態調査を実施し、各生徒・家庭の利用状況や悩みを正確に把握し、面談を実施する等指導に生かす
- ④生徒同士の会話に耳を傾け、早期発見に努める